

令和6年度 築上町保育所入所案内

受付期間

令和5年11月1日（水）～11月30日（木）

注意事項

- ▶ 受付期間前の受理はできません。
また、受付期間を過ぎて申込みをされた場合、4月1日から入所できない場合があります。
- ▶ 年度途中で仕事復帰が決まっている方、または予定している方は、お早めにご希望の保育所にご相談ください。

必要書類

書類がすべて揃ってから受理となります。

詳細はP.3をご覧ください。

1 支給認定申請書 兼 保育所等入所申込書

入所を希望するお子さん1人につき1枚

2 マイナンバー記入用紙

（新規申込みの場合にご提出ください。継続の場合は提出不要です。）

3 保育が必要なことがわかる書類（児童の父母分が必要です。）

下記のいずれかを父母等それぞれ1人につき1枚

- 就労証明書・申立書
- 求職活動に関する申立書
- 介護・看護状況申告書
- 医師の診断書

「保育の必要性」「量」の認定が必要です

○支給認定の区分について

保育所等を利用する場合、「保育の必要性」の認定（支給認定）を受ける必要があります。支給認定には、1号認定、2号認定、3号認定の認定区分が設けられ、その認定に応じて利用できる施設や利用できる時間が決まります。認定内容を記載した支給認定証が町から交付されます。

認定区分	対象児童	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上で教育を希望	幼稚園 認定こども園	教育標準時間（☆1）
2号認定	満3歳以上で、保育が必要であり 保育所等での保育を希望	保育所 認定こども園	保育標準時間（最長11時間） 又は保育短時間（最長8時間）
3号認定	満3歳未満で、保育が必要であり 保育所等での保育を希望	保育所 認定こども園	保育標準時間（最長11時間） 又は保育短時間（最長8時間）

☆1 教育標準時間（1号認定）は、1日4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間です。

○保育の必要量（利用時間）について

認定区分が2号・3号認定とされた方は、保護者の就労時間等により『保育の必要量』が下記の2つに区分され、施設等を利用できる時間が異なります。

保育の必要量の区分	対象事由	施設の利用可能時間
保育標準時間	月120時間以上の就労等	最大11時間/日
保育短時間	月48時間以上120時間未満の就労 求職活動、育児休業中の継続入所等	最大8時間/日

※就労時間が月48時間未満の場合は、保育所に入所できません。

※認定された時間を超え利用した場合には、延長保育料が発生します。延長保育料の料金は各施設にお問い合わせください。

※就労以外の事由の場合は、保育の必要性の実態を踏まえ、「保育標準時間」「保育短時間」のいずれかに区分します。



○入所申込みができる方(保育の必要性の認定)

保育所(園)または認定こども園・地域型保育事業での保育の利用を希望される場合には、子どもの保護者のいずれもが、「保育の必要性の認定事由」のいずれかに該当する必要があります。

☆保育所(園)とは、保護者のいずれもが働いている場合や、病気等のため家庭で保育できない場合に、保護者に代わりお子さんを保育する施設です。
小学校の入学準備のため、集団生活に慣れさせるため、下のお子さんの育児に手がかかる等の理由で、保育所(園)を利用することはできません。その場合、幼稚園等の教育施設をご利用ください。

保育の必要性の認定事由

保育を必要とする事由	基準	支給認定の期間
就労	1ヶ月あたり48時間以上労働することが常態であること ※手伝いなど、賃金の発生しない就労は除く	次のうち、いずれか短い期間 ア) 2号認定…就学前まで イ) 3号認定…3歳に達する日の前々日まで ウ) 期間の定めがある場合は、期間が満了する月の末日まで ※育児・休職等から復職予定の場合は、復職する日のひと月前にあたる日の月の初日から入所可
保護者の疾病・障害	次のいずれかに該当すること ・疾病にかかっていること ・負傷していること ・精神若しくは身体に障害を有していること	
親族の介護・看護	1ヶ月あたり48時間以上、同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時看護又は介護していること	
就学	・学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること ・ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること ※自動車学校・通信教育・自宅学習等は除く	
災害復旧	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧に当たっていること	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること	
妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がないこと	出産予定日の6週前にあたる日の月の初日から、出産後8週を経過する日の月末まで
求職活動	求職活動を行っており3ヶ月以内に就労する予定がある(起業準備含む)	効力発生日から90日を経過する月の末日まで ※令和5年度にすでに保育所入所中の児童が、求職活動を理由として、令和6年度継続入所の申込みを行った場合、令和6年2月中に再度、保育を必要とする状況が確認する書類をご提出して頂きます。
育児休業中の継続入所	育児休業取得中に、すでに保育を利用している兄弟の継続利用が必要であること	育児休業対象児童が満1歳を迎える日の月末まで
その他	上記以外で保育を必要とする事情がある	保育に欠ける要件のなくなった月の末日まで

○育児休業取得中の取り扱いについて

保護者が育児休業取得中の場合、入所は原則できません。ただし、下記のような状況の場合は入所ができます。

- ・ すでに入所している兄弟の継続入所
(育児取得期間が育児対象児童の1歳の誕生日を迎える日の月末を越えていない場合に限る)
- ・ 復帰する月の1ヶ月前からの入所



○提出書類について

必要な書類

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書 兼 保育所等入所申込書	申請書には、必ず押印してください。
マイナンバー記入用紙	新規申込みのみ、子育て・健康支援課までご提出ください。
保育が必要なことがわかる書類	詳しくは、下記の一覧を確認ください。

保育が必要なことがわかる書類

保護者等の状況	必要な書類	備考
雇用されている方	就労証明書	
雇用予定の方	求職活動に関する申立書	
復職予定の方	就労証明書	
自営業の方 (農業・漁業等含む)	就労証明書 及び事業内容が分かる書類	【事業内容が分かる書類】 ▶ 確定申告書(申告書及び収支内訳書) ▶ R5年度以降に開業された方 営業許可証、開業届、受注表等
内職をしている方	就労証明書 及び事業内容が分かる書類	【事業内容が分かる書類】 ▶ 確定申告書(申告書及び収支内訳書) ▶ R5年度から始められた方 営業許可証、開業届、受注表等
病気・障がいをお持ちの方	申立書 及び医師の診断書	町指定の診断書に記入してもらってください。
同居の親族の介護	介護・看護状況申告書	
出産(予定)の方	申立書及び母子手帳のコピー又は 出産(予定)証明書	出産(予定)日の分かるもの
学生の方	申立書及び在学証明書	新年度になりましたら、再度在学証明書を提出してください。
求職中の方	求職活動に関する申立書	

支給認定に関する諸手続きについて

支給認定を受けた方については、状況に応じて、以下の各種手続きが必要になる場合があります。必要な手続きを行わない場合、認定を取り消すことがありますので、ご注意ください。

ア) 支給認定の変更申請

下記の事項に該当する場合には、必ず、支給認定の変更申請を行ってください。

- ①仕事をやめたときや就労時間が変わった場合など、保育の必要性の事由又は保育必要量に変更が生じた場合
- ②婚姻等により世帯構成が変わった場合
- ③市町村民税額の修正申告等を行った場合

イ) 職権による支給認定の変更

3号認定（満3歳未満、保育認定）の子どもが満3歳に達したときは、町が2号認定（満3歳以上）に職権で変更し、支給認定証を交付します。

ウ) 支給認定の取消し

支給認定有効期間内に、築上町から転出した場合には、支給認定を取消します。転入先の市町村で支給認定申請を行ってください。

利用者負担(保育料)について

年度当初時点の児童の年齢と、父母又は祖父母等（祖父母が家計の主宰者と認定された場合のみ）の市町村民税額で保育料を決定します。

保育料は公立・私立に関わらず同じですが、保育所等に入所した年度の初日の年齢が3歳未満か3歳以上により金額が異なります。

年度途中で児童が3歳の誕生日を迎えても、その年度中は、保育料は変わりません。

(1) 保育料の決定について（P7. 表1）

〈4～8月分まで〉

父母等の令和5年度市町村民税額を合算した額に応じて決定

〈9～3月分まで〉

父母等の令和6年度市町村民税額を合算した額に応じて決定



保育料の算定方法

1. 父母が児童を税法上の扶養親族としている場合

- ① 父母の収入のみで生計が成り立っていると認められる場合（父母の収入の合計額が103万円以上）は、父母の市町村民税により算定します。
- ② 父母の収入のみで生計が成り立っていないと認められる場合（父母の収入の合計額が103万円未満の場合）で、児童と同居する祖父母等扶養義務者がいる場合は、「家計の主宰者」を認定し、父母とその者（祖父母等）の市町村民税等を合算して算定します。

2. 父母以外の者が児童を税法上の扶養親族としている場合

父母とその者（扶養義務者）の市町村民税を合算して算定します。

留意点

- ▶ 扶養義務者とは、児童の父母、祖父母、兄弟姉妹をいいます。
- ▶ 「父母の収入のみで生計が成り立っていない場合」とは、父母の前年の収入の合計が103万円未満の場合です。
- ▶ 「児童と同居」とは、住民票等の形式的な要件だけでなく、生計が同一であることをいいます。単身赴任の場合など、扶養義務者が就労等のために、児童と住居を別にしていても、生計を維持し監護の関係があると認められるときは、児童と同一世帯とみなします。

注意事項

- ① 保育料の算定には、住宅取得控除、配当控除、寄附金控除等、控除できないものがあります。
- ② 保育施設を欠席した場合でも、退所の手続きをされていない場合、保育料は全額お支払いいただけます。退所される場合は、事前に退所届をご提出ください。
- ③ 世帯状況の変更に伴い、年度途中で保育料が変わることがあります。

ひとり親世帯等について

・ 児童の属する世帯が次に掲げる世帯で、所得割77,101円未満の場合は、（P7.表2）に掲げる基準額が適用されます。

（1） 母子・父子世帯等

（2） 在宅障害児（者）のいる世帯

ア 身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金の障害基礎年金等の受給者

多子軽減について

- ・ 2人以上の子どもがいる世帯に対して、兄弟姉妹が保育所等に通園している場合、第2子を半額、第3子以降を無料にする保育料軽減を行っております。
- ・ (P7. 表1) に該当し所得割57,700円未満の世帯と、(P7. 表2) に該当する世帯については、年齢制限なしで第1子・第2子の判定を行います。

副食費について

- ・ 3歳児以上の児童は保育料が無料となりますが、副食費が発生します。
- ・ 副食費は、園に直接納入してください。
- ・ 児童のいる世帯の年収が360万円未満相当の場合は、副食費が免除になります。

第3子以降保育料等無料化について

築上町では第3子以降保育料等無料化事業を行っています。

次の要件全てに該当する場合は、第3子以降の児童の保育料と、副食費が無料になります。

なお、無料化を受けるには、申請が必要です。

- (1) 保護者及び対象児童が、築上町に住民票を置いて実際に居住していること
- (2) 満22歳未満の子を3人以上扶養していること
- (3) 税の申告をしていること
- (4) 対象児童の保護者が保育料を滞納していないこと

*毎年度申請する必要があります。新年度の対象者には、3月頃に申請書を送付します。

(2) 保育料の納入方法について

① 納入方法

原則として金融機関での口座振替で納入してください。

振替日は毎月末日（ただし、12月は25日に振替）、金融機関休業日の場合は翌営業日

② 口座振替の手続き

「築上町口座振替依頼書」に記入し、指定口座のある金融機関の窓口にご提出ください。

* 町外の公立保育所に入所されている方は、築上町保育料基準額に基づいて決定した保育料を、保育所が所在する市町村に納入していただきます。
納入方法は、保育所が所在する市町村にお問い合わせください。

* 幼稚園、認定こども園、地域型保育事業の保育料は、施設に納入していただきます。
納入方法は各施設にお問い合わせください。

令和6年度 保育料基準額表(予定)

(表1)

階層区分			3歳未満(3号認定)	
国	町		標準時間	短時間
1	A	生活保護世帯	0	0
2	B	市町村民税非課税世帯	0	0
3	C1	均等割額のみ	12,200	12,000
	C2	所得割 10,000 円未満	13,800	13,600
	C3	所得割 48,600 円未満	15,000	14,800
4	C4	所得割 73,000 円未満	19,300	18,900
	C5	所得割 97,000 円未満	21,000	20,600
5	C6	所得割 109,000 円未満	25,000	24,400
	C7	所得割 126,000 円未満	31,300	30,700
	C8	所得割 149,000 円未満	34,600	34,000
	C9	所得割 169,000 円未満	37,300	36,700
6	C10	所得割 189,000 円未満	43,500	42,600
	C11	所得割 259,000 円未満	46,000	45,100
	C12	所得割 301,000 円未満	49,400	48,500
7	C13	所得割 397,000 円未満	57,100	55,900
8	C14	所得割 397,000 円以上	72,000	70,400

▶ 3歳児以上(2号認定)の児童については、保育料は無料となります。

(表2)

階層区分			3歳未満	
国	町		標準時間	短時間
2	B	市町村民税非課税世帯	0	0
3	C1	均等割額のみ	5,600	5,500
	C2	所得割 10,000 円未満	6,400	6,300
	C3	所得割 48,600 円未満	7,000	6,900
4	C4	所得割 73,000 円未満	9,000	9,000
	C5	所得割 77,101 円未満	9,000	9,000

▶ ひとり親家庭等で所得割が 77,101 円未満については、第2子以降が無料となります。

築上町内保育所一覧(R5.10.1 現在)

認可保育所

保育所名	公私	所在地	対象年齢	開所時間 (延長時間含む)	認可 定員	保育標準時間	その他の 保育	送迎
			電話番号			保育短時間		
椎田そらいろ保育園	公	越路 1326-1	6ヶ月～	7:00～19:00	90	7:00～18:00		一部 地域 のみ
			56-5566			8:30～16:30		
築城保育所	公	築城 1198-6	6ヶ月～	7:00～19:00	90	7:00～18:00	一時預かり	
			52-0233			8:30～16:30		
山びこ保育園	私	椎田 1065-1	産休明け～	7:00～19:00	80	7:00～18:00	一時預かり 休日保育	○
			56-4819			8:30～16:30		
八津田保育園	私	宇留津 683-1	産休明け～	7:00～19:00	110	7:00～18:00		
			56-0330			8:30～16:30		
光耀保育園	私	伝法寺 771-1	産休明け～	7:00～19:00	20	7:00～18:00		要相談
			54-0053			8:30～16:30		
第一青蓮保育園	私	安武 1062-8	産休明け～	7:00～19:00	30	7:00～18:00		○
			52-1828			8:30～16:30		
第二青蓮保育園	私	下深野 241	3ヶ月～	7:20～19:00	20	7:20～18:20		○
			52-1612			8:00～16:00		
東築城保育園	私	東築城 1631-1	産休明け～	7:00～19:00	90	7:00～18:00		○
			52-0823			8:30～16:30		

※築上町病後児保育事業は、「築城保育所 病後児保育室」で実施しています。
ご利用の際は事前登録が必要です。子育て・健康支援課子育て支援係で
手続きを行ってください。



書類提出先・問い合わせ

書類提出先

下記のいずれに提出されても結構です。

- ▶ 築上町役場 子育て・健康支援課 子育て支援係
- ▶ 希望する施設（町内保育所のみ）

※マイナンバーの記入用紙は、役場でしか受付ができませんのでご注意ください。

問い合わせ先

- ▶ 築上町役場 子育て・健康支援課 子育て支援係

〒892-0392

築上町大字椎田 891 番地 2

TEL 0930-56-0300（内線 141）



築上町マスコットキャラクター
「築上（きずきのぼる）」くら